

③証明書の交付
(選挙後すぐ 候補者⇒業者)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

契約期間終了後の日付になります。

令和8年9月28日

令和8年9月27日執行北茨城市長選挙
候補者

住所 北茨城市磯原町磯原1630番地
氏名 北茨城 太郎

北
茨
城

一括契約の場合は「1」

記

運送契約区分 (該当する方の番号に○ を付けてください。)	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運 送契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあって はその代表者の氏名	(株)平潟タクシー 北茨城市平潟町〇〇番地 代表 平潟 二郎		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
普通乗用自動車 水戸500あ9999	令和8年 9月20日～9月26日	490, 000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の 契約書の内容を転記してください し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が北茨城市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、北茨城市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られていますので、その指定をした契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合に候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には、候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、北茨城市に支払を請求することはできません。